

「狂犬病予防法に基づく抑留業務等について」に係る留意事項について

（事務連絡）
平成19年5月1日

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から
各都道府県・指定都市・中核市動物愛護管理主管課（室）あて

動物愛護管理行政の推進につきましては、日頃より格段の御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

平成19年2月22日付けで「犬の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」で事務連絡をしたところでありますが、今般、「狂犬病予防法に基づく抑留業務等について」が厚生労働省健康局結核感染症課長より別添のとおり通知されました。ついては、動物愛護管理担当部局におかれましても、別添とともに下記について改めて御留意願います。

記

- 1．狂犬病予防法第6条第8項に基づく市町村長による公示期間は、抑留した犬の所有権の確保を目的として定められたものであり、このような犬も、犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置（平成18年1月20日環境省告示第26号）以下（「犬ねこの引取り等措置」という。）第3の6を踏まえて定められる保管期間の対象となること。
- 2．狂犬病予防法第6条第9項に基づく処分の決定にあたっては、犬ねこの引取り等措置第3の3に基づき、できるだけ生存の機会を与えるよう努められたいこと。
なお、譲渡の実施にあたっては、「譲渡支援のためのガイドライン（平成18年3月発行）」を参照されたいこと。
- 3．動物愛護管理担当部局においても、狂犬病予防部局が行う犬の所有者に対しての飼い犬の登録及び予防接種の遵守等について、人と動物の共通感染症を防止する観点から、必要な協力をするよう努められたいこと。

別添略